

月報 平成31年 4月号

しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

2月の動き

☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は153人となり、前年同月で8.9%減少した。
- ・月間有効求職者数は607人となり、前年同月比で6.2%減少した。

☆ 求人の動き

- ・新規求人数（一般・パート全て）は256人となり、前年同月比では、一般求人が7.5%減少、パート求人は20.0%減少した。
産業別でみると、建設業、製造業、飲食店・宿泊業、医療・福祉分野は減少したが、卸売・小売業が増加し、全体として11.4%の減少となった。
- ・月間有効求人数は766人となり、前年同月比で5.7%減少した。

☆ 有効求人倍率の動き

- ・有効求人倍率は、前年同月と同ポイントの1.26倍であった。
なお、内訳では一般の有効求人倍率が1.32倍、パートの有効求人倍率が1.14倍となっている。

厚生労働省発表の資料等の情報が
下記のホームページアドレスにて
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<https://site.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>



一般職業紹介状況 平成31年2月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	153	▲ 22.7	▲ 8.9	
	うち男	73	▲ 19.8	▲ 3.9	
	うち女	80	▲ 25.2	▲ 13.0	
	年齢別	～44歳	72	▲ 15.3	▲ 6.5
		45～54歳	33	▲ 26.7	6.5
		55歳～	48	▲ 29.4	▲ 20.0
	月間有効求職者数	607	1.2	▲ 6.2	
	うち男	289	1.0	▲ 7.7	
	うち女	318	1.3	▲ 4.5	
	年齢別	～44歳	275	1.5	▲ 5.8
45～54歳		138	3.8	26.6	
55歳～		194	▲ 1.0	▲ 21.1	
求 人 関 係	新規求人数	256	▲ 3.4	▲ 11.4	
	主要産業別	建設業	37	12.1	▲ 28.8
		製造業	35	▲ 35.2	▲ 5.4
		卸売・小売業	40	166.7	14.3
		飲食店・宿泊業	24	▲ 25.0	▲ 36.8
		医療・福祉	64	▲ 17.9	▲ 1.5
月間有効求人数	766	▲ 0.1	▲ 5.7		
就 職 関 係	紹介件数	240	25.0	▲ 2.8	
	うち男	112	30.2	▲ 4.3	
	うち女	128	20.8	▲ 1.5	
	就職件数	64	14.3	16.4	
	うち男	26	▲ 3.7	18.2	
	うち女	38	31.0	15.2	

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。(パートを含む)

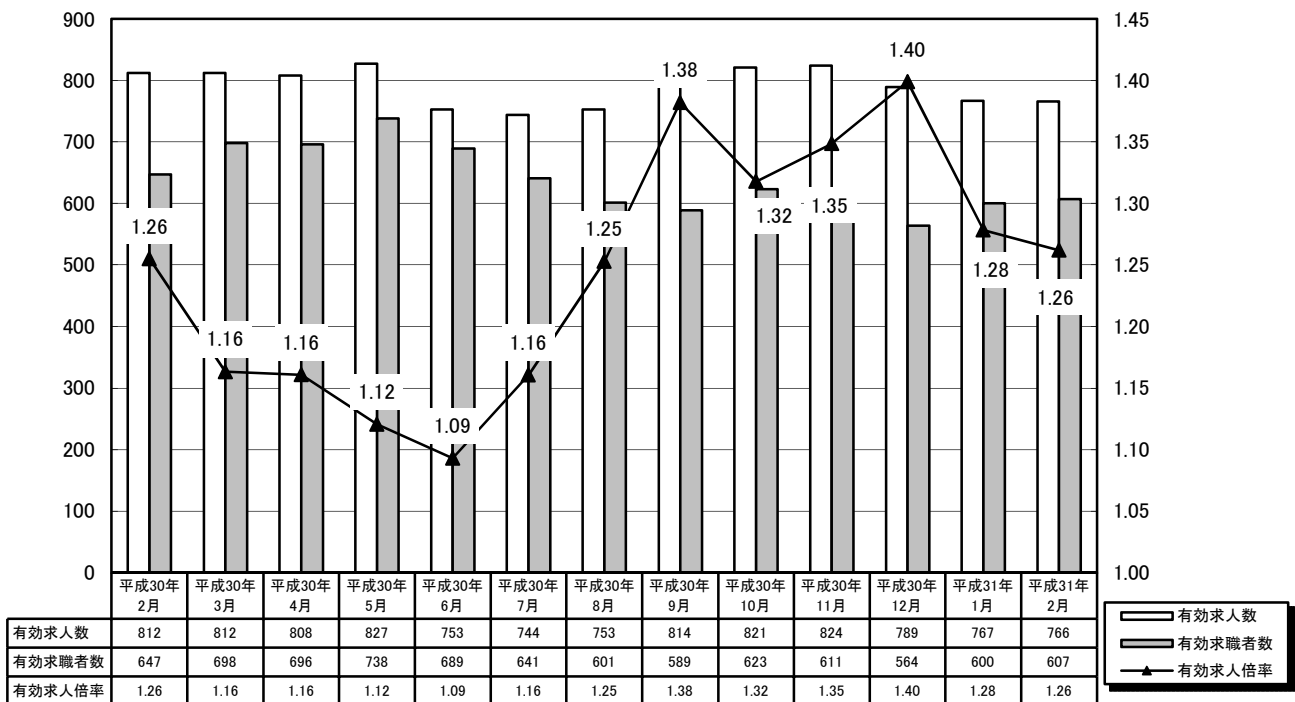
雇用保険取扱状況 平成31年2月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	816	816	817	
	資 格 取 得 者 数	83	92	76	
	資 格 喪 失 者 数	90	181	76	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,250	11,259	11,139	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	22	43	36
		受給者実人員	101	96	133
		支給金額(千円)	9,703	12,183	15,041
	高齢	受給者数	14	8	5
		支給金額(千円)	2,390	1,693	1,151
	特例	受給者数	17	5	17
		支給金額(千円)	2,197	856	2,190
	再就職 手当	支給人員	15	17	9
		支給金額(千円)	5,491	6,098	4,333

労働市場の動き（平成31年2月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



改元に伴う雇用保険関係各種届出等について

◇本年5月1日より元号が平成から令和へ改められることに伴って、今後雇用保険関係各種届出様式につきましても旧元号を新元号に書き換えが必要になります。
新様式が配布されるまでに一定の期間を要しますので、それまでは旧様式により申請・届出をしていただくこととなりますので、ご協力をお願いいたします。

◇各種様式において、「平成 年 月 日」と印刷されている様式には、旧元号部分を抹消した上で、新元号へ書き換えていただき、新元号による年を記入してください。

* 訂正印は不要です。

* 訂正いただいていない場合においても受理いたします。

◀例▶

令和
平成 元年 月 日

◇旧様式においてあらかじめ平成の元号番号「4」が印刷されている場合には、システムで自動的に変換して読み取ります。よって、特段書き換えは不要となりますので「31」の記入をお願いします（資格取得届や継続給付の申請書等）。

平成31年4月1日から

「トライアル雇用制度」の対象者を変更しました

「トライアル雇用制度」及び「トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）」は、より必要とする方が利用できるよう、平成31年4月以降、以下のように対象者の一部を変更しました。ご利用をお考えの方は、ご留意ください。

※ トライアル雇用とは、常用雇用へ移行することを目的に、一定期間（原則3か月）試行雇用することをいいます。

対象者に追加

- ・ **ニートやフリーター等で45歳未満の人**
- ・ **生活困窮者**

- ◆ 上記の変更に伴い、以下の対象者区分は廃止します（下表参照）。
 - ・ 就労経験のない職業に就くことを希望する人
 - ・ 学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業に就いていない人
- ◆ 追加される対象者の詳細な要件については、トライアル雇用のご案内リーフレット等をご確認ください。

対象者の一覧（新旧対照表）

	現 行	平成31年4月1日以降
トライアル雇用の対象者	① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する人	(廃止)
	② 紹介日時点で、学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業に就いていない人	(廃止)
	③ 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している人	① 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している人
	④ 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている人	② 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている人
	⑤ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている人	③ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている人
	(新設)	④ 紹介日時点で、ニートやフリーター等で45歳未満の人
⑥ 紹介日時点で、就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する人 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者	⑤ 紹介日時点で、就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する人 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、 生活困窮者	

- ▶ 本制度の利用に当たっては、このほかにも各種要件があります。
- ▶ 詳しくは、お近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。